

林野公共事業における 事前評価マニュアル

(関係部分のみ抜粋)

林 野 庁

目 次

第1章 林野公共事業における費用対効果分析について	
I. 林野公共事業における費用対効果分析の前提条件と基本的な考え方	1
II. 森林整備事業における効果の計測方法について	
1. 費用対効果分析の基本方針	4
(1) 基本方針	4
(2) 費用の計測の考え方	4
(3) 便益計測の考え方	5
2. 個別便益の算定	5
(1) 水源かん養便益	5
1) 洪水防止便益	7
2) 流域貯水便益	7
3) 水質浄化便益	8
(2) 山地保全便益	8
1) 土砂流出防止便益	9
2) 土砂崩壊防止便益	10
(3) 環境保全便益(炭素固定便益)	10
(4) 木材生産等便益	10
1) 生産等経費縮減便益	10
2) 利用増進便益	11
3) 生産確保・促進便益	11
① 森林整備分	11
② 路網整備による増進分	11
(5) 森林整備経費縮減等便益	11
1) 造林作業経費縮減便益	11
① 歩行時間等経費縮減便益	11
② 作業道作設経費縮減便益	11
2) 治山経費縮減便益	11
3) 森林管理等経費縮減便益	11
4) 森林整備促進便益	11
(6) 一般交通効果	11
1) 走行時間短縮便益	11
2) 走行経費減少便益	11
(7) 森林の総合利用便益	11
1) アクセス時間短縮等便益	11
① アクセス時間短縮便益	11
② アクセス経費減少便益	11
2) ふれあい機会創出便益	11
3) フォレストアメニティ施設利用便益	11
① 利用確保便益	11
② 施設滞在便益	11
4) 副産物增大便益	11
(8) 災害等軽減便益	11
1) 災害時迂回路等確保便益	11
2) 防火帯便益	11
3) 災害復旧経費縮減便益	11
4) 維持管理費縮減便益	11
(10) 山村環境整備便益(土地創出便益)	11

(11) その他の効果	-----	2 3
1) 通行安全性確保便益	-----	2 3
2) 環境保全確保便益	-----	2 3
3) 森林内施設管理経費縮減便益	-----	2 3
4) ポランティア誘発便益	-----	2 3

第1章. 林野公共事業における費用対効果分析について

I. 林野公共事業における費用対効果分析の前提条件と基本的な考え方

- (1) 事業の目的の明示
費用対効果分析は、事業の目的を明示して実施することとする。事業を実施する場合と実施しない場合を比較して行う。

(2) 費用対効果分析の基本的考え方

- 1) 評価手法
林野公共事業は、対象とする森林の多様性、超長期性等から、その評価や評価の基礎となる将来の社会・経済状況の予測は極めて困難な面があるが、可能な限り事業特性に応じた適切な手法を選択するものとする。

2) 重複計測の排除
分析に当たっては、同一の効果に係る重複計測を排除するものとする。

3) その他
林野公共事業が他の事業と一緒にして実施されることにより、相乗効果が発現されることが認める事業のみを対象とする分析のほか、適宜、他の事業も含めた分析を行うこととする。

- (3) 分析の対象期間
分析の対象期間は、その対象となる施設の耐用年数、効果の発現期間等を考慮して定めることとし、評価結果の公表等による効果の発現期間を確定できない場合においては、当面の間、他の公共施設の耐用年数や森林の造成に係る期間等を参考として、対象期間を設定することができるものとする。

(4) 社会的割引率

- 社会的割引率は、1%とする。

(5) 費用の計測 費用は、整備等に要する経費（所期の状態に誘導するための経費）及び維持管理に要する経費につき、現在価値化を行い計測することとする。

(6) 効果の計測

- 効果は、事業を実施した場合の効果について、事業特性を踏まえ網羅的に整理した上で整備する施設の耐用年数若しくは森林の効果の発揮期間に応じて貨幣化し、現在価値化を行い計測することとする。定量化が困難な場合は、現価を用いるだけ定量化することとし、定量化が困難な場合には、定性的な記述による評価を行うこととする。また、効果の計測による評価を行なうことは、可能な限り、公表されている一般的な統計データ、客観的なデータ等を用いるとともに、事業実施によるマイナスの効果についても、適正にこれを評価するものとする。

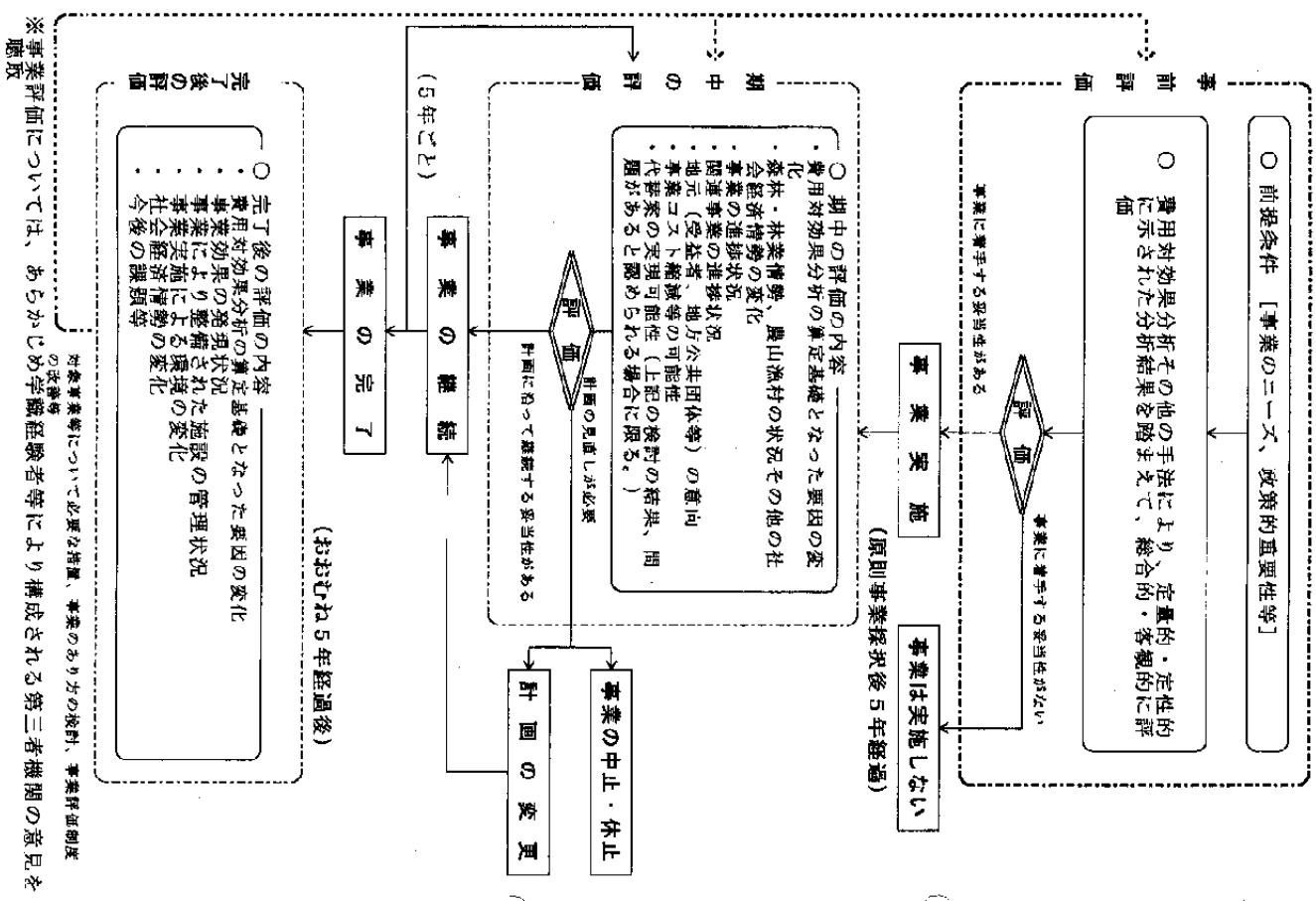
- (7) 感度分析等
費用・効果の計測に当たっては、事業特性を踏まえ、設定された前提条件（単価等）を変えた場合の影響等について検討を行うこととする。

- (8) 分析結果を踏まえた事業の評価
費用対効果分析の結果は、計測された効果と費用の比をもって表すこととする。

林野関係公共事業における総合的な事業評価制度のイメージ図 (参考)

～事業評価の位置付け～

- (9) 費用効果分析の手法については、必要に応じ逐次見直しを行い、より精緻な分析となるよう、その内容の充実に努めることとする。



II 森林整備事業における効果の計測方法

費用対効果分析の基本方針

1) 基本方針

費用対効果分析の基本的な考え方により、森林整備事業の便益と費用の差を算定し、それを森林整備事業を実施するための費用（維持管理に要する経費を含む。）と費用と著しく比較することにより、事業の効果を判定するものである。事業を実施しなかった場合と事業を実施した場合の便益と費用の差を算定し、それを比較するものである。

また、評価に当たっては、これに、定量的・定性的に表される効果を加え総合的に判断するものとする。

2) 実施の原則

① 評価期間



〔整備開始〕 [整備完了]

(森林整備)事業によって整備された事業区域が便益を発現し続ける期間とし、事業開始時点から運営利用に供され、その効果を發揮することから、工事期間に路網等の耐用年数（林道の場合は40年、作業路の場合は美濃等）を加えたものとする。

(路網整備)開設された区間から運営利用に供され、その効果を発揮することから、工事期間に路網等の耐用年数（林道の場合は40年、作業路の場合は美濃等）を加えたものとする。また、作業路の場合、水源から養等公益的機能のほかに便益が見込まれる場合は、評価を行うものとする。

② 便益・費用の計測

便益及び費用は、評価期間内における社会的変化等の予測が可能な場合は、それら因子の変化を考慮して評価することとする。

③ 評価方法

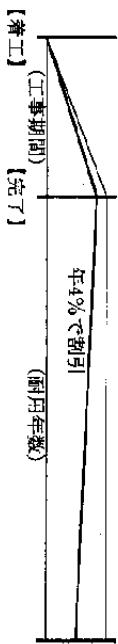
評価方法は、森林整備事業については、森林整備と路網整備のそれぞれの費用と便益を合計し、一括して費用対効果分析を実施することとする。なお、評価期間に便益を重複計算しないこととし、例えば、区域を分けて評価する場合には、次式によるものとする。

$$B/C = \frac{B_1 + B_2}{C_1 + C_2} \quad (1)$$

B : 便益 (評価対象便益の合計)
C : 費用 (初期投資+維持管理費用等)
B₁ : 森林整備に係る区域の便益の合計 (B₁の区域内における森林整備の便益を除く)
B₂ : 路網整備に係る区域の便益の合計
C₁ : 森林整備に係る初期投資+保育費用
C₂ : 路網整備に係る初期投資+維持管理費用

④ 工事期間に係る効果の計測

路網整備の工事期間に係る効果については、当該期間内における事業見込み量に応じて計測するものとする。



〔着工〕 [完工]

(工事期間)

(耐用年数)

(2) 費用の計測の考え方
費用(C)は、事業費(C₁)及び保育・維持管理費(C₂)について、現在価値化した額として算定する。

$$C = \sum_{j=1}^{n_j} \frac{1}{(1+i)^j} \cdot C_j \quad (2)$$

n_j : 事業完了後の評価期間 (年)
i : 社会的割引率 (4%)
C_j : 各年度別の保育・維持管理費等

注) 1. 事業費について、定期として植樹等において種栽及びその後の保育作業に要する労働をもつて費用とするが、計画期間内において保育のみを実施する場合は、保育作業時に当該保育及びその後の保育作業に要する労働をもつて費用とするものとする。
2. 路網整備については、整備期間中に要する事業費及び評価期間内に要する維持管理費をもつて費用とする。

(3) 便益計測の考え方
森林整備事業に係る便益は、以下の項目に大別するものとする。事業の特性に応じて直接的に事業効果を発揮する区域等を定めるとともに、各地域を取り巻く状況、森林整備が果たす役割等を考慮し、評価項目を選択することとする。なお、新たな便益の評価等についても検討を行うこととする。

1) 水源から養等便益
森林の状態が良好に保たれることによって、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与する便益について評価する。

2) 山地保全便益
森林の状態が良好に保たれることによって、土砂流出や山崩崩壊等の防止に寄与する便益について評価する。

3) 環境保全便益
森林の状態が良好に保たれることによって、炭素固定等環境保全に寄与する便益について評価する。

4) 木材生産便益
森林を健全に育成することによって、蓄積された木材が伐期において生産・利用され、森林を保護することによって木材生産等の経費が縮減、木材の利用及び生産が増進される便益について評価する。

5) 森林整備経済効率便益
森林整備に係る作業経費、治山経費及び森林管理等経費の縮減や、自力造林等の促進による便益について評価する。

6) 一般交通便益
集落から勤務先への通勤等に林道を利用することによって、走行時間の短縮又は走行経費が減少する便益について評価する。

7) 森林の総合利用便益
森林の有する保育・休養機能又は山菜等の副産物採取等の利用による森林への到達時間が短縮される便益及び費用が減少する便益について評価する。

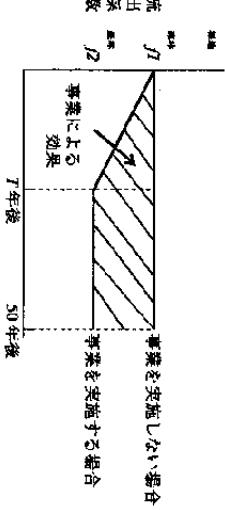
8) 災害等防護便益
自然災害発生時の計画路等や防火帯としての便益について評価する。

9) 維持管理費減便益
改良、舗装等により、維持管理費が縮減される便益について評価する。

- 10) 山村環境整備便益
林道の整備によつて、創出される公共施設用地の使用便益について評価する。
- 11) その他の便益
安全施設の整備等による通行の安全確保や木材が有効に活用される便益について評価する。

2 種別便益の算定
費用対効果分析に当たつては、以下に掲げる各便益についての評価を行ひ、それらを合計した額(総便益)と、当該事業実施に伴う事業費(維持管理費を含む)を比較し行うこととする。

- (1) 水源がん養便益
森林の有する水源がん養便益については、洪水防止便益、流域貯水便益、水質浄化便益について当該流域内の事業実施箇所よりも下流側の受益対象に係る便益を評価する。
- 1) 洪水防止便益
降雨によつて地表に達した雨水が当該地区の土壤に浸透或いは蒸散せずに河川等へ流れてしまふ最大流出量について事業の実施により森林が整備された状態と整備されていない状態を比較し、森林が整備されることによつて減少する森林内からの最大流出量(減少分)を推定する。この減少する最大流出量を治水ダムで機能代替させる場合のコストを洪水防止便益の評価額とする。



$$B = \left[\frac{\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)} - \sum_{t=T}^{50} \frac{1}{(1+i)^t}}{360} \right] \times (f_1 - f_2) \times \alpha \times A \times U$$

U : 治水ダムの単位雨量当量あたり
の年間減削量 (mm/sec)

f_1 : 整備前の流出係数

f_2 : 整備後の流出係数 (T年後調査後)

T : 事業実施後、流出係数が安定するの
に必要な年数

α : 100年降雨時雨量 (mm/h)

A : 事業対象区面積 (ha)

360 : 単位合わせの調整値

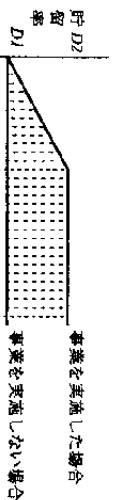
50 : 便益期間 (初期期 - 現在林齢)
50年の場合)

注) ① 本便益は、事業地より下流において、人・家・農地・道路等が存在し、洪水を防止することによる便益の見込める場合に算定する。

② 伐採林地は、事業を行わない場合、事業的行為が森林状態と異なるとの考え方に対し、通常の事業について、事業の実施によって森林状態が森林状態に改善されるものとして上記方式により便益算定を行う。

2) 流域貯水便益

事業の実施により、整備される森林の貯水便益について評価を行う。流域対象区域の地被状況(森林、保林(伐採跡地を含む)林地)に応じた貯留量率により土壤内に浸透する降雨の量を推定することとする。



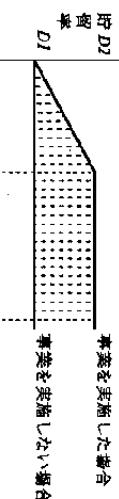
$$B = \left[\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)} + \sum_{t=T}^{50} \frac{1}{(1+i)} \right] \times \frac{(D_2 - D_1) \times A \times P \times U \times 10}{365 \times 86400}$$

A : 事業外区域面積 (ha)
 P : 年間平均降雨量 (mm/年)
 D_1 : 整備前貯留率
 D_2 : 整備後貯留率
 T : 事業実施後、流出係数が安定するのに必要な年数(年)
 U : 便益期間(伐期始—現在林齢=50年の場合)
 50 : 単位合わせのための調整値
 365 : 一年間の日数
 86400 : 一日の秒数

(注)

- ① 本便益は、事業地より下流において、農業、工業、発電、水道用、その他の用への利用が行われており、貯水便益(灌漑による農業)を見込める場合は、事業を行なう場合と事業を行なわない場合との考え方による、通常の事業について、事業の実施によって森林状態が森林状態に改善されるものとして上記手式により便益算定を行なう。
- ② (伐採跡地): 事業を行なう場合、伐採跡地の相場を森林状態となるとの考え方による、通常の事業について、事業の実施によって森林状態が森林状態に改善されるものとして上記手式により便益算定を行なう。

3) 水質浄化便益
流域貯水便益の手法をにより、全貯留量のうち生活用水使用相当分については水道代金で代替した費用で、その他の水量については雨水利用施設を用いて雨水を浄化する費用により、それぞれ比例按分して算出する。



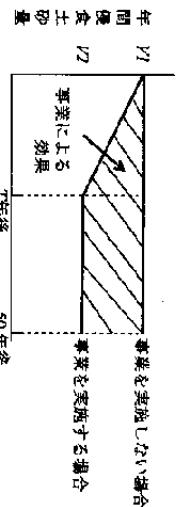
$$B = \left[\sum_{t=1}^{T-1} \frac{t}{T \times (1+i)} + \sum_{t=T}^{50} \frac{1}{(1+i)} \right] \times (D_2 - D_1) \times A \times P \times u \times 10$$

$$u = \frac{Ux \times Q_x + Ur \times Q_y}{Q_x + Q_y}$$

Q_x : 全貯留量のうち生活用水使用相当量
 Q_y : 全貯留量のうち生活用水使用相当量の算出が困難な場合においては
※ $Q_x = [0]$ とする。
 A : 事業外区域面積 (ha)
 P : 年間平均降雨量 (mm/年)
 T : 事業実施後、貯留率が安定するのに必要な年数
 D_1 : 事業実施前の貯留率
 D_2 : 事業実施後、T年経過後の貯留率
 u : 単位当たりの水質浄化費 (Ux と Ur を用いて Q_x と Q_y で比例按分して算出)
 Ur : 単位当たりの上水道給水原価 (U 円/m³)
 Ux : 単位当たりの雨水浄化費 (U 円/m³)
 50 : 便益期間(伐期始—現在林齢=50年の場合)
 10 : 単位合わせのための調整値

(2) 山地保全便益

1) 山地保全便益について、次の1)及び2)の2つの便益について定量的な評価を行う。
土砂流出防止便益
事業を行わない場合の土砂流出量について、事業対象区域の年間侵食土砂量の差により推計し、この土砂量を保全するために必要となる砂防ダム建設コストをもって土砂流出便益の評価を行う。



$$B = \left[\frac{t}{T} - \frac{1}{1+i} + \sum_{t=1}^{T-1} \frac{1}{(1+i)^t} \right] \times (V_1 - V_2) \times A \times U$$

U : 1 m³の土砂を保全するために要する単位当たりの砂防ダム建設コスト

V_1 : 事業実施前における1ha当たりの年間侵食土砂量 (ton)

V_2 : 事業実施後における1ha当たりの年間侵食土砂量 (ton)

A : 事業対象区域面積 (ha)

T : 事業実施後、流出係数が安定するのに必要な年数 (年)

50: 便益期間 (初期輸入現在林齡 - 30年の場合)

1.0: 土壌の比值

2) 土砂崩壊防止便益

事業による土砂崩壊防止便益は、土砂流出防止便益の評価と異なり、土壤表面の浸食量を評価するのでなく、土壤として山地崩壊が生じる場合の流出量について評価を行うこととする。

評価においては、事業実施後には、事業実施後50年間の崩壊見込量を比較し、便益を求めることとする。土砂崩壊の発生率は、当該森林の被覆状況によって大きく異なり、過去のデータから一般的に整備前は、整備後の1、5倍の崩壊発生率があるといわれており、崩壊見込量は次式が導られる。

$$\text{崩壊見込量} = \text{整備森林面積} \times \text{崩壊率} \times \text{指数} \times \text{雨量比} \times \text{平均崩壊深}$$

ここで、指數は1.5、雨量比は、50年確率日雨量を既往最大日雨量で除したものとする。

【雨量比の考え方】

林相を主体とした地上の状態があまり変化しない地域では、 $B_{10} - B_r = B_{10} \cdot 35\% \text{ 50年確率}$ の最大日雨量に対して発生すると予想される崩壊地面積となり、次式によって算出できる。

$$B_{10} = B_{10} - B_r = \frac{P_{10} - P_r}{P_r - P_{10}} \times B_r = \frac{(P_{10} - P_r) - 1}{P_r - P_{10}} \times B_r$$

ここで、 P_{10} は地域によって異なり、経験的裏付けは秀逸的にデータが得られるのは限られたこととなることに加え、全国的にみると数十mmから数百mmにわたることが予想されることから、今は P_{10} を無視し、

$$\frac{P_{10} - P_r}{P_r - P_{10}} = \frac{P_{10}}{P_r} \text{ で置き換える。これを雨量比とする。}$$

B_{10} : 50年確率最大日雨量に対する発生が予想される崩壊地面積

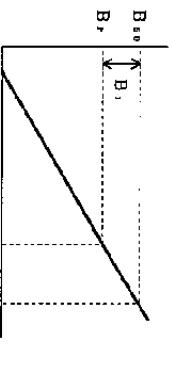
B_r : 現在の崩壊地面積

P_{10} : 50年確率最大日雨量

P_r : 既往最大日雨量

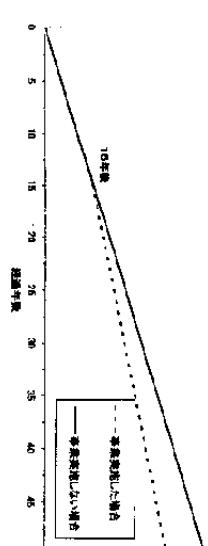
B_{10} : 崩壊が発生し始める雨量

B_r : 不崩壊面積



この場合の崩壊見込量は、50年間、整備森林の状態が続いた場合であるので、事業を実施しない場合の見込量となる。事業を実施する場合は、実施後15年程度で森林の機能が回復すると見込まれることから、事業実施後15年以上経過した場合、指數を1.0として推定する必要がある（下表参照）。

事業の実施による土砂崩壊量の変化



以上のことから、事業を実施した場合としない場合を比較すると、上表の50年後における崩壊を見込ることとなることから、式を得る。

[事業を実施した場合]

$$V_1 = \left[\frac{14}{50} \times A \times R \times 1.5 \times N \times H + \frac{36}{50} \times A \times R \times 1.0 \times N \times H \right] \\ = \frac{57}{50} \times A \times R \times N \times H$$

[事業を実施しない場合]

$$V_2 = A \times R \times 1.5 \times N \times H$$

[事業の実施によって期待される土壌保全効果]

$$V = V_2 - V_1 = \frac{9}{25} \times A \times R \times N \times H$$

A : 要整備森林面積

R : 流域面積率

N : 雨量比 = 50年標準日雨量 / 現在最大日雨量

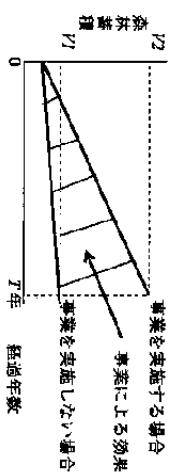
H : 平均崩壊深

以上の二点から、評価額は次のように示せる。

$$B = \sum_{t=1}^{50} \frac{U}{V \times U} \\ t = 1 \quad 50 \times (1+i)^t \\ V = \frac{9A}{25} \times R \times N \times H \times 10,000$$

U : 1m^3 の土砂を保全するためには要する
単位当たりの砂防ダム建設コスト (円/ m^3)
 V : 崩壊見込量 (m^3)
A : 事業対象区域面積 (ha)
R : 沿域内崩壊率
N : 雨量比 = 50年標準日雨量 / 現在最大日雨量
H : 平均崩壊深 (cm)
50 : 便益期間 (伐期輪 = 50年の場合)
10,000 : 単位合わせのための調整値

(3) **環境保全便益 (樹木固定便益)**
森林整備や綠化工事を行うことによる当該森林の蓄積量の増加分から森林による炭素固定量を推計し、その固定量を二酸化炭素に換算し、その二酸化炭素を火力発電所における化学的固定法による二酸化炭素回収コストで評価する。



$$B = \sum_{t=1}^T \frac{V_2 - V_1}{T \times (1+i)} \times S \times (1+0.25) \times R \times \frac{44}{12} \times U$$

U : 二酸化炭素回収コスト (円/ton)

V_1 : 整備前の当該森林蓄積量 (m^3)

V_2 : 総合後年の当該森林の見込蓄積量 (m^3)

T : 便益期間 (伐期輪 = 現在林齡 = 50年の場合)

S : 当該森林の主要樹種の比率 (0.3 ~ 0.9 : 枯樹に依存)

R : 成熟度率 (0.5程度)

$\frac{44}{12}$: 森林から二酸化炭素への換算係数

注)

V_1, V_2 : 現在の森林蓄積量から半期輪した蓄積量とするが、これが困難な場合は、森林放棄による枯死等・気象による落葉、新芽木、ツルの蔓延による消失、低成熟度林化等を考慮し、 V_2 の2分の1の成長量となるものとして算定する。また、森林により薪材が増加した森林から生産され、社会的に利用された木材については、供給が固定されたものと考え、 $V_2 - V_1$ にこの荷積を加えることとする。

(4) 「木材生産等便益」、「木材利用促進便益」、「木材生産便益(新設又は改築)」について評価する。**生産等経費縮減便益**

1) 路網整備による木材の搬出距離・経費の縮減便益及び木材輸送トラックの大型化による輸送経費の縮減便益について評価する。

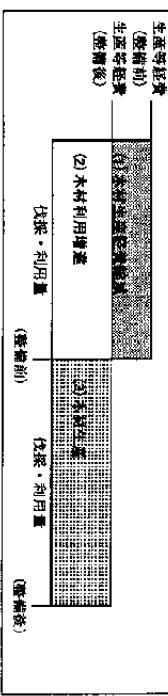
$$B = \sum_{t=1}^T \frac{t \times (C_o - C_f) \times V_t}{T \times (1+i)} + \sum_{t=1}^{T+2} \frac{(C_o - C_f) \times V_t}{(1+i)^t}$$

t : 年数
 T : 事業期間 (年)
 C_o : 整備前の伐採・搬出等経費 (円/ m^3)
 C_f : 整備後の伐採・搬出等経費 (円/ m^3)
 V_t : 路網整備前からの利用反復の1年後における伐採材積 (m^3)

注) 1. 木材生産等整備施設、木材利用促進、木材生産の各便益の関係

2) 利用増進便益
整備前には切り捨てとなっていた間伐材・小径木が、林道の整備によるコストの縮減等により
抽出・利用される便益について評価する。

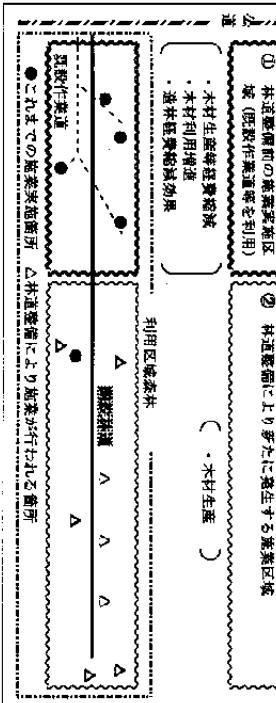
$$B = \frac{R_o - R_d}{t} \times 100 \times V_i \times @$$



注) 2. 利用増進便益内における「木材生産整備」と「木材利用増進」、「木材生産」等の各便益の仕分け

利用区画森林内において、①過去より生産領域において、過剰な整備が行われてきた区域と、②整備手

通り部分が多く占める区域(森林が整備されることにより過剰な整備が行われた区域)に区分。



注) 3 对象林、利用区画森林面積のうち、過去5～10年間程度において公道、作業道等を活用して伐業が行われてきた区域。

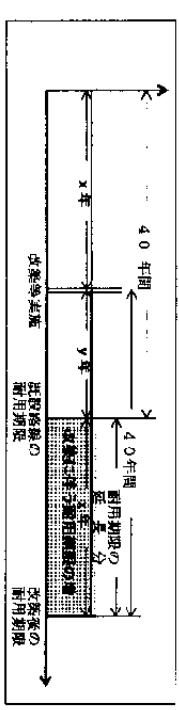
※ 伐業は、木材市等に大きく左右されることから、これまで伐業等が行われなかつた地域は、大きいかねて公道化がなされれば林業生産の収益がならず、現状のまま併存すると仮定。これらについて、林道整備により新たに伐業対象区域が拡大する「木材生産整備」として評価。

② 対象は、林道整備から流通・加工・販賣への輸入に至る工程(伐業→運河→集材→運材)について、林道整備前と整備後の経費について比較。(航行時間の短縮等を含む。)

③ 路盤に、伐業の実績に応じたデータ等を用いて算定。
④ 伐業見込みは、地域森林計画及び地域における過去の伐採傾向等を反映。
⑤ 木材輸送に使用するトラックは、林道の規格、地盤における実験等を考慮。
⑥ 整備費用等の算出は、伐採機・面積別の割合平均等で算出。

注) 4. 伐業に伴う耐用年数の場の考え方：直接、新たな便益を生みさせるものではないが、耐用年数が伸びることによって引

き続き林道の改善や路盤が確保できることから、次の考え方により該当する便益を評価。



3) 生産確保・促進便益
① 森林整備分
事業の実施により、資源として蓄積された木材が伐採期において生産・利用される効果について、想定される木材生産量から算出する。

$$B = \frac{V_i \times @}{(1 + i)^t}$$

V_i : 主伐時期における伐採材積 (m^3)
@ : 木材市場価格 (円/ m^3)

注) ① 当該事業計画において、植樹及び保育を計画している林分が対象。(路盤整備による増産分)の累積原木量を削除
② 木材市場価格を用いるのは、伐業・搬出・集材等に係る費用についても、森林整備による経済効果として開発者等に還元されるため。

② 路盤整備による増産分
路盤を新設又は改修する前には、①路盤の未整備で伐採対象となりならなかった森林において、林道整備に伴うコスト・縮減等により伐業が促進される効果、②既設林道の機能向上のための「改修」、「舗装」に伴う路盤改良等を実施した場合に開設林道が有していた耐用期限が延長され、引き続き木材の生産が確保される便益について評価する。

$$B = \sum_{i=1}^{T_m} \frac{V_i \times @}{(1 + i)^t}$$

t : 年数
 T : 事業期間 (年)
 V_i : 事業完了後の評価期間 (40年)
@ : 林道を整備した場合の1年後における伐採材積 (m^3)
木材市場価格 (円/ m^3)

注) ① 対象は、新設の場合、林道整備前には、搬出が困難であったり、コストが高いこと等により伐採対象となり得なかった林分のうち、林道の開設により新たに伐業対象となる区域。

② 改修の場合、林道整備後一定期間を経過した路盤について改修や舗装に伴う路盤改善等を実施することにより、既設林道の耐用期限が延長される林分。

③ 伐業見込みは、近隣の既設林道の伐採傾向を反映。

④ 木材市場価格を用いるのは、伐業・搬出・集材等に係る費用についても、当然森林整備による経済効果として開発者等に還元されるため。

⑤ 評価に当たっては、生産対象となる森林の造林から営利生産までに要する経営年数用(C)として評価。

(5) 森林整備経費縮減便益 「造林整備促進」等の便益について評価する。

- 造林作業員の歩行時間、資材運搬経費等の縮減便益による歩行時間等経費縮減便益

$$B = \sum_{i=1}^t \frac{t \times (C_o - C_i) \times V_i}{T \times (1+i)^i} + \sum_{i=t+1}^{T+o} \frac{(C_o - C_T) \times V_i}{(1+i)^i}$$

(注)
 ① 対象は、利用区域森林面積のうち、過去5～10年間既存において公道、作業道等を活用しつつ、造林・保育が行われてきただ地域。
 ② 林業整備料と整備後について、地籍、植樹、下刈等の保育に要する費用を評価。(歩行時間の短縮を含む。)
 ③ 評価は、地域の実情に応じてデータ等を用いて実施。
 ④ 造林・保育量の見込みは、造林整備面積の標準的な方法及び地域における造林実績等を反映。
 ⑤ 歩行時間等の算出は、造林・保育の対象地について加重平均で算出。

② 作業道整備経費縮減便益 作業道を作設する経費が縮減される便益について評価する。

$$B = \sum_{i=1}^t \frac{t \times (L \times ②) + C}{T \times (1+i)^i} + \sum_{i=t+1}^{T+o} \frac{(L \times ②) + C}{(1+i)^i}$$

(注)
 ① 作業道を整備した場合、作業道を作設する経費が縮減される便益について評価する。
 ② 年数
 T：事業期間（年）
 L：事業完了後の評価期間（40年）
 C：作業道の維持管理費用

- 造林・保育が必要な区域において、林道を整備しない場合で、専ら造林・保育に供する作業道を整備した場合の経費を効果として評価。
 この場合の作業料等は、造林・保育を実施するために人手が走行できる距離とし、大型トラックでの運搬や生活道路等との構造を有しないものとして評価。
- 歩行時間内に作業道を複数回開拓する場合は、それぞれの費用を併用。

2) 治山整備経費縮減便益 林道の開設によって、治山事業の実施に係る取付道等の経費が縮減される便益について評価する。

$$B = \sum_{i=1}^t \frac{t \times (C_o - C_i)}{T \times (1+i)^i} + \sum_{i=t+1}^{T+o} \frac{(C_o - C_T)}{(1+i)^i}$$

(注)
 ① 治山整備経費縮減便益
 ② 治山事業の実施に係る取付道等の経費が縮減される便益について評価する場合は、それらの費用を併用。

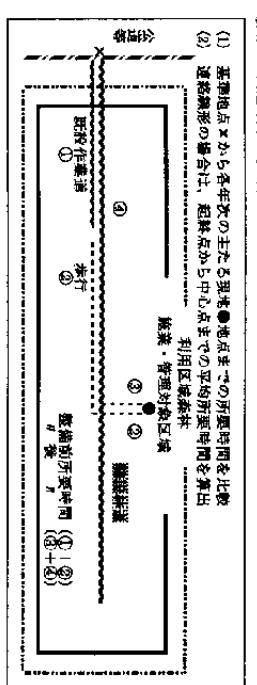
- 治山事業は、災害から国民の生命・財産を保全し、水源の涵養・生活環境の保全・形成を図ることで必不可少であるが、異常性の無い箇所については、当該事業で保安林管理料を導入するため、林道においては、経費縮減効果のみを評価。
 具体的な評価方法は、利用区域森林において治山施工箇所について、地城森林計画や川地区治山地区の現存状況等をもとに、評価範囲内における施工見込箇所、工法、それに見合った適度前後の予定期限を算定。
 施工見込みは、治山部面積と十分連携すること。

3) 森林管理等経費縮減便益

- 森林管理(病虫害の早期発見、川火事防止等)のための巡視や適切な森林整備・林業経営のための普及及指導を行う者(地方自治体、森林組合等職員を含む)の歩行時間が、林道の整備により縮減される便益について評価する。

$$B = \sum_{i=1}^t \frac{t \times (T_o - T_i) \times M \times ②}{T \times (1+i)^i \times 60} + \sum_{i=t+1}^{T+o} \frac{(T_o - T_i) \times M \times ②}{(1+i)^i \times 60}$$

(注)
 ① 年数
 T：事業期間（年）
 T_o：林道を整備する前の評価期間(40年)
 T_i：林道を整備した場合における森林への往復所要時間(分)
 M：管理等の延べ人工数(人／年)
 ② 賃金単価(円／h・人)
 ③ 単位合わせたための調整値



- 森林整備により造林・保育が不十分となっていた森林において、林道の整備によって自力造林等の便益を得る。
 造林等の施設が見込まれる場合には、「(1)「水源かん養便益」(2)「山地保全便益」(3)「環境保全便益」について評価。なお、この場合の便益額は、自力造林等そのものに伴う便益との重複を排除するため、その1/2について評価する。

4) 森林整備便益 路線の木整備により造林・保育が不十分となっていた森林において、林道の整備によって自力造林等の便益を得る。
 造林等の施設が見込まれる場合には、「(1)「水源かん養便益」(2)「山地保全便益」(3)「環境保全便益」について評価。なお、この場合の便益額は、自力造林等そのものに伴う便益との重複を排除するため、その1/2について評価する。

$$B = \sum_{i=1}^t \frac{t \times (T_o - T_i) \times Q_i \times ②}{T \times (1+i)^i} + \sum_{i=t+1}^{T+o} \frac{(T_o - T_i) \times Q_i \times ②}{(1+i)^i}$$

(注)
 ① 年数
 T：事業期間(年)
 T_o：事業完了後の評価期間(40年)
 C_o：林道が整備されない場合の経費
 C_i：林道を整備した場合の経費

- 一般交通便益 落葉から動植物への通勤等に林道を利用することによって、走行時間又は経費が縮減される便益を評価する。

$$B = \sum_{i=1}^t \frac{t \times (T_o - T_i) \times Q_i \times ②}{T \times (1+i)^i} + \sum_{i=t+1}^{T+o} \frac{(T_o - T_i) \times Q_i \times ②}{(1+i)^i}$$

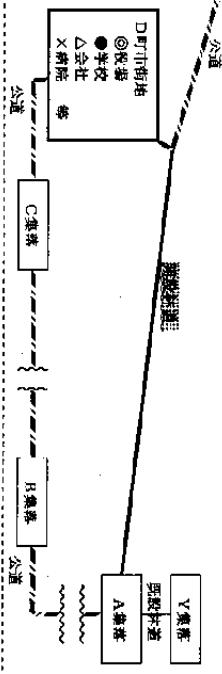
(注)
 ① 年数
 T：事業期間(年)
 T_o：事業完了後の評価期間(40年)
 T_i：林道を整備した場合の走行時間(分)
 Q_i：交通量(台/年)
 ② 車種別の時間単位原単位(円/台・分)

2) 走行経費減少便益

$$B = \sum_{i=1}^t \frac{t \times (K_o - K_i) \times Q_i \times \varrho}{T \times (1 + i)} + \sum_{i=t+1}^{T_o} \frac{(K_o - K_i) \times Q_i \times \varrho}{(1 + i)}$$

t : 年数 T : 事業期間 (年)
n : 営業完了後の評価期間 (40年)
K_o : 林道を整備する前の走行距離 (km)
Q_i : 交通量 (台/年)
\varrho : 車種別の走行経費原単位 (円/台・km)

注) 1. 対象は、整備後の林道を通勤、通学等にも利用することにより、既存の公道等を利用するよりも走行距離が短縮される
 ① 例。
 ② 通行台数は、道場交道センター等の数据及び開拓する着者への生産からの聞き取り等により予測。
 ③ 「車種別の時間価値原単位」は、国土交通省の「費用便益分析マニュアル」(別冊「单
 価表」)を基用。
 ④ 「平均経費原単位」: 車種別の km当たりの燃料、オイル、タイヤ・チューブ費、車両整備(機材・修理)費、車両保
 持費等の経費
 // 分/台)に時間価値(円/分・人)を乗じて評価。
 // 分/台)に時間価値(円/分・人)を乗じて評価。平均乗車人員(人

- 注) 2. 走行距離短縮の考え方
- 
- 注) 3. 開拓期間中の便益の算出方法
 当該林道は、起点と終点を結ぶ通常ルートとなつた場合に算出する場合が多いと考えているが、開拓途中において公道等
 を通過することにより、易通できる場合については評価。

(7) 森林の総合利用便益

林道を整備することにより、既設の道路に比べ、森林浴又は山菜等の副産物採取等のために森林へ到達する時間・費用が削減される便益や、林道の新設によって森林へのふれあいの機会が増加する便益について評価する。

$$B = \sum_{i=1}^t \frac{t \times (T_o - T_i) \times Q_i \times \varrho}{T \times (1 + i)} + \sum_{i=t+1}^{T_o} \frac{(T_o - T_i) \times Q_i \times \varrho}{(1 + i)}$$

t : 年数 T : 事業期間 (年)
n : 営業完了後の評価期間 (40年)
T_o : 林道を整備する前の森林への到達時間 (分)
Q_i : 交通量 (台/年)
\varrho : 車種別の時間価値原単位 (円/台・分)

注) 1. 対象は、森林の整備料又は山菜採集等に当たり林道を利用する者の負担の削減を評価。
 ② 整備期間中の便益は、主たる施設としての機能が確保される時間以降の分について評価。
 ③ アクセス時間短縮及び経費削減については、一般道路や駐車場等との重複を排除。
 ④ 森林公園の利用者や山菜採集者等の数は、近隣の施設建設の利用状況等から適切に算出。

2) 走行経費削出便益

$$B = \sum_{i=1}^t \frac{t \times (K_o - K_i) \times Q_i \times \varrho}{T \times (1 + i)} + \sum_{i=t+1}^{T_o} \frac{(K_o - K_i) \times Q_i \times \varrho}{(1 + i)}$$

t : 年数 T : 事業期間 (年)
n : 営業完了後の評価期間 (40年)
K_o : 林道を整備する前の森林への到達距離 (km)
Q_i : 交通量 (台/年)
\varrho : 車種別の走行経費原単位 (円/台・km)

注) 1. 対象は、森林の整備料又は山菜採集等に当たり林道を利用する者の負担の削減を評価。
 ② 整備期間中の便益は、主たる施設としての機能が確保される時間以降の分について評価。
 ③ アクセス時間短縮及び経費削減については、一般道路や駐車場等との重複を排除。
 ④ 森林公園の利用者や山菜採集者等の数は、近隣の施設建設の利用状況等から適切に算出。

2) 走行距離短縮便益

$$B = \sum_{i=1}^t \frac{t \times (K_o - K_i) \times Q_i \times \varrho}{T \times (1 + i)} + \sum_{i=t+1}^{T_o} \frac{(K_o - K_i) \times Q_i \times \varrho}{(1 + i)}$$

t : 年数 T : 事業期間 (年)
n : 営業完了後の評価期間 (40年)
T_o : 林道が整備された場合の森林への到達時間 (分)
Q_i : 交通量 (台/年)
\varrho : 車種別の走行経費原単位 (円/台・km)

注) 1. 対象は、森林の整備料又は山菜採集等に当たり林道を利用する者の負担の削減を評価。
 ② 整備期間中の便益は、「①又は②」→「③」までについて、開拓公道等を利用した場合と新たに開設する林道を利用した場合を比較。

2) ふれあい機会創出便益

$$B = \sum_{i=1}^t \frac{t \times Q_i \times \varrho}{T \times (1 + i)} + \sum_{i=t+1}^{T_o} \frac{K_i \times Q_i \times \varrho}{(1 + i)}$$

t : 年数 T : 事業期間 (年)
n : 営業完了後の評価期間 (40年)
T_o : 林道が整備された場合の森林への到達時間 (分)
Q_i : 交通量 (台/年)
\varrho : 車種別の走行経費原単位 (円/台・km)

注) 1. 対象は、森林の整備料又は山菜採集等に当たり林道を利用する者の負担の削減を評価。
 ② 整備期間中の便益は、「①又は②」→「③」までについて、開拓公道等を利用した場合と新たに開設する林道を利用した場合を比較。

(注)

- ① 入り込み料は、近隣林業における資源開発の利用実績、資源開発の利用計画等から予測。
② 走行時間、距離等で公道が判断された場合の迂回路や防火帯としての便益について評価する。

- (8) 災害等賃貸便益
自然災害等で公道が判断された場合の迂回路や防火帯としての便益について評価する。
1) 灾害時迂回路等確保便益
自然災害時の迂回路、避難路としての便益を評価する。

3) フオレストメニティ施設利用便益 との交流資源として活用する便益について評価する。

森林公園等(林道沿線の名勝地等を含む)の整備により市民への憩いの場の提供や山村と都市との交流資源として活用する便益について評価する。

森林公園等の利用者について、国有林野事業におけるCVMを踏まえ、当面、一人当たり500円を便益として評価する。(額について、地域の実態に応じて修正することも可とする。)

$$B = \sum_{n=1}^{m} \frac{(M_n / 500)}{(1 + i)^t}$$

t : 年数
 T : 事業期間(年)
 n : 事業完了後の評価期間(年)
 M_n : 森林公園等の利用者数(人/年)
 Q_n : 利用料金(円/人)

注) 同一地区内に他事業等で整備した施設がある場合は、他事業との効果重複を扣除。

- ② 施設滞在便益
施設滞在便益の利用者の滞在機会の確保便益について、当該施設への滞在時間と平均賃金から評価するものとし、この場合の便益は、大人のみを対象とする。(大人又は小人の別に利用者を把握できない場合は便宜上、利用見込み者の1/2について評価する。)

$$B = \sum_{n=1}^{m} \frac{(M_n / 2) \times T_n \times Q_n}{(1 + i)^t}$$

t : 年数
 T : 事業期間(年)
 n : 事業完了後の評価期間(年)
 M_n : 森林公園等の利用者数(人/年)
 T_n : 森林公園等の滞在時間(h)
 Q_n : 賃金単価(円/h・人)

(注) ① 同一地区外に他事業等で整備した施設がある場合は、他事業との効果重複を扣除。

- ② 森林公園等の利用者や山菜採取者等の便益は、折算の賃金便益の利用状況から適切に把握。
③ その他、森林公園等の臨時的便益として、人・池の用(一時浴槽、防火用水、災害時の避難場所)の確保等の便益について、可能な限り貨幣化、定量化を図るよう強調。

4) 農作物増大便益 森林利用区域の畠地等により山菜の収穫、木炭の生産等が増加する便益を評価する。

$$B = \sum_{n=1}^{m} \frac{t \times (B_n - B_0) \times Q_n}{T \times (1 + i)^t} + \sum_{n=1}^{m} \frac{(B_n - B_0) \times Q_n}{T \times (1 + i)^t}$$

t : 年数
 T : 事業期間(年)

B_n : 畠地等により山菜の収穫、木炭の生産等が増加する便益
 B_0 : 畠地等の山菜の収穫量(kg)
 Q_n : 山菜の平均単価(円/kg)

(注)

- ① お茶は、山茶園区域の畠地等によって地主は民家との茶園地が異なる便益を評価。(林道整備前の区域との差額を評価)
② 整備前の畠地等は、市町村の施設又は開拓費等により形成され、整備後は、木炭の生産等による利潤取扱いを考慮する。
③ 木炭は、直近5年間推定における川炭の種類別平均価格を使用。(価格変動が激しいものについては、特に留意。)

(8)

- ① 自然災害等で公道が判断された場合の迂回路や防火帯としての便益について評価する。

1) 灾害時迂回路等確保便益
自然災害時の迂回路、避難路としての便益を評価する。

2) 防火帯便益 林道を整備することにより、森林火災の延焼防止等の機能を果たす便益について、防火帯を設置した場合の費用について評価する。

$$B = \sum_{n=1}^{m} \frac{t \times L \times W \times P_n}{T \times (1 + i)^t} + \sum_{n=1}^{m} \frac{L \times W \times P_n}{T \times (1 + i)^t}$$

t : 年数
 T : 事業期間(年)
 n : 事業完了後の評価期間(40年)
 L : 防火帯としての機能が強く求められる林道延長(m)
 W : 土上の平均幅員(m)
 P_n : 評価期間中に、防火帯の設置及び維持管理に要する費用
(立木伐採、搬出運送及び表土剥き取り経費等)(円/m²)

(注)

- ① お茶は、過去10年間推定において山茶等が発した森林に隣接する路地等とし、林道整備前の区域は、過去の火災の発生率、林道の密度等により評価。林道整備後は、木炭の生産等による利潤取扱いを考慮する。
② 評価は、整備する林道と同じ規模の防火帯を整備した場合の評価で算出。

3) 災害復旧経費縮減便益
改良、舗装等により、災害復旧経費が縮減される便益について評価する。

$$B = \sum_{t=1}^{T_n} \frac{(C_o - C_r) \times L}{(1+i)^t}$$

(注)
 ① 対象は、改築、改良、舗装等によって、表面水の処理等が適切に行われ、災害を未然に防ぐする等復旧経費が縮減される路線、橋所。
 ② 対象は、当該路線における災害過去状況、類似路線における里山当たりの平均災害復旧経費（円／km・年）
 ③ 評価額は、過去10年間の被災路線の平均賃貸料を使用し、地質等により補正。

(9) 維持管理費縮減便益

改良、舗装等により、グレーダー作業、転石除去等に要する維持管理費が縮減される便益について評価する。

$$B = \sum_{t=1}^{T_n} \frac{(C_o - C_r) \times L}{(1+i)^t}$$

(注)
 ① 対象は、改築、改良、舗装等により、維持管理費が縮減される路線、橋所。
 ② 対象は、グレーダー作業、集中整備による路面整地費用、排水・水抜き作業、整刈り、転石除去等に要する経費の縮減。
 ③ 当該林道の維持管理費は、過去10年間最後の実績及び類似する林道における実績とし、維持管理費は、地図内の林道における実績等を用いる。
 ④ 評価額は、舗装や佐面等整備する路線の耐用年数。

(10) 山林環境便益（土地創出便益）

創出される公共施設用地の使用便益について評価する。

$$B = \sum_{t=1}^{T_n} \frac{(A \times P)}{(1-i)^t}$$

(注)
 ① 対象は、林道工事による木材等の木材を利用する路線や、野生動物との共存施設の整備は、循環型社会の構築や動物の生息環境の確保のために不可欠な施設であるが、経済的評価が困難な面もあることから、便宜上、施設の整備に必要な投資額をもって便益として評価する。

$$B = C_r + \sum_{t=1}^{T_n} \frac{M_r}{(1+i)^t}$$

(注)
 ① 年数 t : 年数 T : 事業期間（年）
 ② C_r : 事業完了後の評価期間（＝舗装等の耐用年数）
 ③ C_o : 林道舗装等を実施しない場合の災害復旧経費（円／km・年）
 ④ L : 維持管理経費の縮減の対象となる林道の延長（km）

(11) その他の便益
通行の安全の確保や木材の有効活用等の便益を評価する。このほか、林道及び関連施設の整備によって生ずる便益について、それぞれの実態に応じた評価を行うものとする。

1) 通行安全確保便益
ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の設置により、事故の減少、精神的な安定等その安全性が向上する便益であるが、経済的評価が必ずしも妥当とは言い難い面はあることから、便宜上、施設の設置等に必要な投資額と維持管理費をもって便益として評価する。

$$B = C_r + \sum_{t=1}^{T_n} \frac{M_r}{(1+i)^t}$$

(注)
 ① 年数 t : 年数 T : 事業期間（年）
 ② C_r : 安全施設の設置に要する費用
 ③ C_o : 安全施設の維持管理に要する費用
 ④ D : 事業完了後の評価期間（＝耐用年数）

(注)
 ① 対象は、林道工事による木材等の木材を利用する路線や、野生動物との共存施設を整備する路線。
 ② 対象は、林道工事による木材等の木材を利用する路線や、野生動物との共存施設を整備する路線。

3) 森林内施設管理経費縮減便益
林道の整備により、森林内に設置されているダム、送電線等の施設の維持管理費が縮減される便益について評価する。

$$B = \sum_{t=1}^{T_n} \frac{(C_o - C_r)}{(1+i)^t}$$

(注)
 ① 対象は、林道を整備することにより、沿線のダム、送電線等の施設の維持管理費が縮減される路線。
 ② 評価は、当該施設の維持管理費の実績の聞き取り等により算出。

4) ポランティア活動便益
地域住民等による草刈り、倒木清掃等のボランティア活動が見込まれる場合に維持管理経費も縮減される便益について評価する。

$$B = \sum_{t=1}^{T_n} \frac{M_r \times ⑤}{(1+i)^t}$$

(注)
 ① 対象は、林道を整備することにより、沿線のダム、送電線等の施設の維持管理費が縮減される路線。
 ② 評価は、当該施設の維持管理費の実績の聞き取り等により算出。

4) ポランティア活動便益
地域住民等による草刈り、倒木清掃等のボランティア活動が見込まれる場合に維持管理経費も縮減される便益について評価する。

$$B = \sum_{t=1}^{T_n} \frac{M_r \times ⑥}{(1+i)^t}$$

(注)
 ① 対象は、地元住民に整備した林道等でボランティア活動が充込まれる路線。
 ② 評価は、当該地域の平均賃貸料とボランティア数から算出。
 ③ ボランティア人數の見込みは、近隣の施設施設の実績や、地元住民からの聞き取り等により把握。